

令和4年度使用藤沢市教科用図書の採択方針

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国、県の通知を踏まえて、令和4年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

（1）国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「令和4年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

なお、小学校用教科用図書については、令和元年度採択と同一のものを採択する。

中学校用教科用図書については、令和2年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

（2）公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

（3）学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

（1）小学校用教科用図書

令和元年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

（2）中学校用教科用図書

令和2年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条）

（3）特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

3 採択までの経過

(1) 5月から6月

ア 特別支援学校長及び特別支援学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」を提出させる。

(2) 6月

ア 藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員の委嘱又は任命を行う。

(3) 6月から7月

ア 教育長は、審議委員会委員長に特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について教科ごとに審議を行い、その内容を答申するよう諮詢する。

(4) 7月

ア 教育長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

イ 公開の教育委員会会議において小学校用教科用図書、中学校用教科用図書、特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書を採択する。